

PDF表1

<保育の必要性とは>

保護者全員が保育をできない状態（下表の「保育の必要性の事由」に該当していること）を、「保育の必要性がある」といいます。

保育の必要性の確認のため、対象の方は保護者全員が保育の必要性の事由に応じた必要書類の提出が必要となります。

保育の必要性の事由	必要書類		認定期間
月52時間以上の就労（自営業、内職、就職予定者等含む） （1日4時間以上かつ月13日以上） ※週3日契約不可	【被雇用者】	(1) 就労証明書★ （就労内定の場合はその証明を受けてください。）	事由に該当する間
	【自営業者】	(1) 就労証明書★ (2) 就労状況申告書★ (3) 自営業の証明となるもの （例：直近の確定申告書、営業許可証、開業届等）	事由に該当する間
出産前後の方 （出産月の前後2か月に限る）	(1) 母子健康手帳の写し（氏名が記載された表紙） (2) 母子健康手帳の写し（分娩予定日記載のページ）		出産月を含む前後 2か月の最長5か月
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合。	(1) 在学証明書（入学予定の場合は） (2) 1週間の授業日数 及び 時間が分かる書類（授業のカリキュラム等）		卒業・修了予定日が 属する月の月末まで
保護者の疾病・障がいにより保育が困難な場合	(1) 診断書★ 又は 障がい者手帳の写し		事由に該当する間
同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしている方	(1) 介護・看護状況申告書★ (2) 被介護者・看護者の診断書（様式任意）又は 障がい者手帳の写し		事由に該当する間
求職活動（起業準備を含む）を行う場合	(1) 求職活動状況申告書兼就労誓約書★		開始後最長3ヶ月

※条件を満たす場合に限り、育児休業を保育の必要性の事由とすることができます。（詳しくは「6-(4)育児休業を取得するとき」を参照）

※保育の必要性の事由が就労の場合、月52時間以上（1日4時間以上かつ月13日以上※週3日の契約不可）の勤務が要件となります。就学や介護についても同様の基準となります。基準を満たしていない場合、「保育の必要性あり」と判断されませんのでご注意ください。

～令和7年度から就労要件等の最低基準を変更します～

令和7年度4月から、施設等利用給付第2号又は第3号（預かり保育の無償化）を認定するための新座市の就労の最低基準が、これまでの「月52時間以上13日以上かつ1日4時間以上（週3日契約不可）」から、「月52時間以上かつ月12日以上」に変更します。

就労契約が週3日であっても、月52時間以上の就労であれば要件を満たすことになります。

（例：月12日（週3）契約の場合、1日4時間20分以上の就労が必要になります。）

※就労要件の変更に伴い、就学要件及び介護・看護要件の基準も変更します。

要 件	変更前	変更後
就労 就学 介護・看護	令和6年度3月まで	令和7年度4月から
	月52時間以上13日以上 かつ1日4時間以上 （週3日契約不可）	月52時間以上かつ月12日以上